

## 平成22年4月1日施行の

## 雇用保険、健康保険に関する改正のあらまし

2010年4月

日本実業出版社

雇用保険法ならびに国民健康保険法施行令が改正され、平成22年4月1日より施行されました。改正内容の主なポイントは以下のとおりです。本書を読まれる際には、参考にしてください。

### ◎雇用保険の保険料率の引き上げ

雇用保険率が下表のように引き上げられました。

#### ●雇用保険率（平成22年度以降）●

事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	15.5/1,000	9.5/1,000	6/1,000
農林水産 清酒製造の事業	17.5/1,000	10.5/1,000	7/1,000
建設の事業	18.5/1,000	11.5/1,000	7/1,000

### ◎雇用保険の被保険者の適用範囲を拡大

短時間（パートタイム）労働者についての雇用保険の適用基準は従来、「1週間の所定労働時間が20時間以上であること、かつ6か月以上の雇用見込みがあること」でしたが、これが「1週間の所定労働時間が20時間以上あること、かつ31日以上の雇用見込みがあること」となり、適用範囲が拡大されました。

### ◎倒産などによる失業者には国民健康保険料の軽減措置

以下の失業者の国民健康保険料について、失業時からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得は「100分の30」として算定されます。

- ①倒産・解雇などにより離職した者（雇用保険の特定受給資格者）
- ②雇い止めなどにより離職した者（雇用保険の特定理由離職者）

### ◎育児休業給付を一本化

これまで育児休業給付は、育児休業期間中に支給される「育児休業基本給付金」と、育児休業が終了して6か月が経過した時点で支給される「育児休業者職場復帰給付金」の2つがありました。これが平成22年4月1日から、「育児休業給付金」として統一され、育児休業期間中に全額（休業開始時の賃金日額の50%相当額）が支給されることとなりました。

(No.3243<sup>②</sup>、No.3676<sup>⑬</sup>、No.3677<sup>⑭</sup>、No.4147<sup>⑤</sup>、No.4214<sup>⑤</sup>、  
No.4271<sup>④</sup>、No.4340<sup>③</sup>～④、No.4557<sup>①</sup>)